

## ■ 補足資料 別冊テキストについて

別冊テキストは、建築実務者にとって業務上参考となる建築の知識や最新情報を提供することなどを目的として、国が取りまとめたものです。内容については、後日別途、皆さまの方でご確認をお願いします。

なお、本資料は、E R I アカデミーのテキストと、別冊テキストとの関連について一覧としたものです。E R I アカデミーのテキストと併せて別冊テキストを活用する際にご利用ください。

E R I アカデミー テキスト		別冊 テキスト	ページ	
科目 I	第 1 章	第 2 節 (4) 仮使用認定による検査済証交付前における建築物の使用	指定確認検査機関等による仮使用認定事務の創設	1-21
		第 3 節 (1) 確認の特例	型式適合認定の認定対象範囲の合理化	1-29
		第 5 節 構造計算適合性判定に関する手続き	構造計算適合性判定制度の見直し	1-18～1-20
		第 6 節 (3) 建築確認と省エネ適合性判定	適合義務対象となる建築物に係る手続きの流れ 建築確認・適合性判定時の手続きの流れ 完了検査時の手続きの流れ 等	1-54、1-55
		第 7 節 (1) 定期報告の概要	定期調査・検査報告制度の強化 建築基準法における定期報告制度 定期報告の対象となる建築物・昇降機・防火設備(政令指定) 等	1-21～1-23
		第 8 節 (2) 構造耐力規定と既存不適格建築物への増改築	既存不適格建築物の増改築時等の基準の合理化	1-30
		第 9 節 (1) エレベーターの昇降路等の容積率算定	容積率制限の合理化	1-28
	第 2 章	第 1 節 (1) 1) 設計業務に関する対応、2) 工事監理業務に関する対応 (2) 1) 管理建築士の選任、2) 設計・工事監理受託契約の原則、 4) 建築主等との書面による契約、6) 他の建築士事務所等への設計・工事監理の業務委託 (3) 3) 業務報酬基準に準拠した委託代金での契約の締結	書面による契約等による設計等の業の適正化 管理建築士の責務の明確化による設計等の業の適正化 建築設備士に係る規定の整備	1-37～1-40、 1-42
		第 3 節 (1) 2) 建築士免許証等の提示 (2) 1) 建築士事務所登録簿等の閲覧	建築主等への情報開示の充実 その他改正事項(建築士事務所の所属建築士を変更した場合の届出義務等)	1-41、1-44

E R I アカデミー テキスト			別冊 テキスト	ページ
科目 I	第 3 章	第 4 節 建築物のエネルギー消費性能の向上	現行省エネ法と建築物省エネ法の比較概要(新築に係る措置) エネルギー消費性能向上計画の認定等 BELS(ガイドラインに基づく第三者認証)と基準適合認定マークの活用イメージ	1-52、1-57、 1-58
		第 5 節 (2) 2) 低炭素建築物新築等計画の認定基準の概要	低炭素建築物の認定基準と認定状況	1-59
		第 6 節 高齢者・障害者等のための建築物等の対応	バリアフリー法(建築物分野に限る)の概要 義務基準(建築物移動等円滑化基準)、誘導基準(建築物移動等円滑化誘導基準)の概要	1-67
科目 II	第 1 章	第 1 節 エネルギー消費の動向と建築物の省エネ基準の概要	部門別のエネルギー消費の推移 パリ協定を踏まえた地球温暖化対策 省エネ基準(建築物のエネルギー消費性能基準) 建築物省エネ法に基づく基準の水準について	1-49、1-53
		第 3 節 (2) ZEB の概要 (3) ZEH の概要	エネルギー基本計画(平成 26 年 4 月 11 日閣議決定)＜住宅・建築物関連抜粋＞	1-51
		第 4 節 (1) 建築物のエネルギー消費性能に関する表示制度	BELS(ガイドラインに基づく第三者認証)と基準適合認定マークの活用イメージ 建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)の概要	1-58
		第 7 節 (2) 建築におけるユニバーサルデザイン	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(設計標準)	1-68
	第 2 章	第 2 節 (1) 工事監理に関する標準業務(工事監理ガイドラインについて[NOTE])	基礎ぐい工事問題について 基礎ぐい工事問題に関する対応 等	3-41～3-58
	第 3 章	第 1 節 建築物等の維持管理と最近の事故	近年の建築物事故の概要 昇降機の適切な維持保全 遊戯施設の適切な維持保全・運行管理 事故調査報告書(概要)の事例	3-5～3-13、 3-16～3-19
		第 2 節 (1) 建築士の懲戒処分の状況	一級建築士の懲戒処分の概要 建築士等の処分実績の概要 等	3-30～3-35

以上